

# 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条  
に定める書面)

2021 年 8 月 2 日

出光興産株式会社  
株式会社エス・ディー・エス バイオテック

2021年8月2日

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
出光興産株式会社  
代表取締役社長 木藤 俊一

東京都中央区東日本橋一丁目1番5号  
株式会社エス・ディー・エス バイオテック  
代表取締役社長 寒河江 充宏

出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）及び株式会社エス・ディー・エス バイオテック（以下「エス・ディー・エス バイオテック」といいます。）は、2021年5月11日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年8月2日を効力発生日として、出光興産を株式交換完全親会社、エス・ディー・エス バイオテックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年8月2日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったエス・ディー・エス バイオ

テックの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

エス・ディー・エス バイオテックは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 7 月 12 日付で、エス・ディー・エス バイオテックの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である出光興産の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求を行ったエス・ディー・エス バイオテックの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

出光興産においては、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行いました。そのため、出光興産の株主は会社法第 796 条の 2 に基づき本株式交換の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

出光興産は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 6 月 1 日付で、出光興産の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるエス・ディー・エス バイオテックの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

出光興産は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 6 月 1 日付で、出光興産の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしました。が、本株式交換について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により出光興産に移転したエス・ディー・エス バイオテックの株式の数は、普通株式 2,374,549 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 出光興産は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨の通知をした出光興産の株主はおりませんでした。

(2) エス・ディー・エス バイオテックは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 出光興産は、本株式交換に際して、本株式交換により出光興産がエス・ディー・エス バイオテックの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるエス・ディー・エス バイオテックの株主（但し、下記（4）に記載のエス・ディー・エス バイオテックによる自己株式の消却後の株主をいい、出光興産を除きます。）に対して、その保有するエス・ディー・エス バイオテックの普通株式 1 株につき金 1,440 円を割当交付いたします。なお、出光興産が割当交付する金銭の合計額は金 3,419 百万円です。

(4) エス・ディー・エス バイオテックは、2021 年 7 月 19 日開催の取締役会決議に基づき、基準時の直前時においてエス・ディー・エス バイオテックが保有していた自己株式 264 株の全てを、基準時の直前時をもって消却いたしました。

た。

- (5) エス・ディー・エス バイオテックの株式は、2021年7月29日付で、株式会社東京証券取引所市場第二部において上場廃止となりました。

以 上